

アラブ首長国連邦（UAE）における 会社法改正について（2）

（2020年12月）

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Clyde & Co LLP が 2020 年 12 月に作成し公開した 英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に 掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

Clyde & Co LLP, Dubai
PO Box 7001, 15F, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road, Dubai,

United Arab Emirates

Tel: +971-4-384-4000

Fax: +971-4-384-4004

Email: mero@clydeco.ae

HP: www.clydeco.com



アラブ首長国連邦（UAE）における会社法改正について（2）

アラブ首長国連邦（以下、「UAE」）における外国資本比率に関する枠組みの変更が注目を集めている。一連の変更をもたらした政令は、商事会社法（以下、「CCL」）に対しても広範な改正をもたらした。本レポートでは、こうした改正が有限責任会社（以下、「LLC」）に対してどのような影響を与えるのか紹介する。

2020年政令第26号（以下、「政令第26号」）が官報に掲載された。UAEではCCLが導入されて5年が経過しているが、政令第26号により、その枠組みを近代化させるため今般大幅に改正された。

政令第26号によりCCLの計51の条文が改正され、三つの新条項も加わった。そのうち40ほどがJoint Stock Company（共同出資会社）に関するものとなる。他方、LLCもこの改正によって影響を受けており、本レポートでは、UAEにおけるLLCの経営者と株主が知っておくべく課題や重要事項を中心に紹介する。なお、CCLの主な変更点の概要については、別のレポートを参照されたい。

外国資本による所有は現在も可能であるか？

CCL第10条では、UAEの会社は資本の最低51%（過半）をUAEの国民、あるいはUAE国民が完全所有する企業によって所有されていなくてはならないと定めていた。しかし、政令第26号は、このCCL第10条を修正し、これによりUAE国民等による資本所有に関する規制が事実上撤廃されたことになる。これまでは、外国資本が資本の過半あるいは100%を所有すること（以下、「外国資本による所有」）は、特別な例外規定が適用される場合を除いて認められていなかった。この例外規定は、外国直接投資法（2018年連邦法第19号。以下、「FDI法」）に明記されており、特定のセクターでは、必要となる投下資本が高額となり、外国の支援が必要となるような場合に、100%までの外国資本が認められていた。ただし、政令第26号では、基本外国資本による所有が認められ、例外ケースとして100%までの外国資本を禁ずるという逆の構造となっている。

なお、この新しい第10条は、将来において、外国資本による所有に規制を設けるための二つの道筋も残している。

- 戦略的影響（"strategic impact"）のある活動を行う企業のライセンス管理（発給制限等）については、内閣決議がこれを定める。

- UAE国民による所有要件に関する規制については、各首長国の経済開発局（以下、「DED」）がこれを定める。

こうした外国資本による所有に関する規制が、今後、どの程度UAEにおける事業活動に影響を与えるのかは、詳細が開示されるまで全容は分からない。このため、UAEで事業展開する企業にどういった選択肢があるのか、明らかになるまでもう少し待つ必要がある。

政令第26号により、FDI法は2021年1月2日付で廃止される。また外国資本による所有に関する新条項は、政令第26号の発行日である2020年9月30日から6カ月が経過するまで施行されない。

この間、ノミニー契約（nominee arrangements：一般的に、UAE国籍の名義人や会社を立てるものの、外国資本が実質的に会社の経営権を持つような枠組み）の諸条件、つまり支払期日や、契約の解除や株式の譲渡に関する制限などについて、事前に確認しておく必要がある。

なお、ノミニー契約が解消されても、会社の形態はLLCのままであるが、会社名に株主が1人であることを示す接尾語を付すことが必要となる（UAE国籍の株主＝ノミニーおよび外国籍の株主と複数の株主構成であったのに対し前者が抜けるため）。また、単一株主に適した新しい基本定款（Memorandum of Association：以下、「MOA」）の作成も必要となる。

MOAをどのように変更する必要があるのか？

LLCにとって、ノミニー契約の解消により新しいMOAが必要になると同時に、政令第26号により定款のその他の条項についても変更が必要となる可能性がある。

例えば、「紛争解決に関する条項」で、会社と株主間、同様に経営者間の紛争を解決する方法について、MOAで定めなければならない（第73条2項）。従来、MOAは会社の設立と株主間の関係のみに関する同意書という位置付けであったが、今回の新たな条項によると、会社と経営者間の関係についても明記することとされている。その場合、会社だけでなく経営者もこうしたMOAの当事者（署名者）にならなくてはならない可能性がある。だが、現状のMOAでは、殆どそうした体裁のものは見られない。今後は、経営者が変わる度に、新しいMOAを締結し、また、株主によりMOAが改正される度に経営者がサインしなくてはならない、という事態になるかもしれない。また、従業員としての経営者の性格も重要な考慮すべ

き点となる。例えば、労働法における権利で、罰則や不当解雇に関する条項や、経営者の具体的な業務内容に関する契約条項をどのように扱うべきかとの点である。だが、この条項が、実務上どのように解釈され適用されていくのかについては、しばらく時間を要すると思われる。

「株主総会の招集」に関しても変更がある。政令第26号は招集の通知期間をこれまでの15日間から最低21日間へと延長し、2015年以前のCCLの状態に戻ることとなった。さらに、株主総会が成立するのに必要な定足数が、当該会社の資本の75%分の株主数から50%まで引き下げられた（MOAでこれと異なる定足数を規定している場合を除く）。また、再招集された株主総会（最初の総会が定足数に達せず無効となった場合）での定足数は、MOAが別段の定めをしない限り、出席している株主が定足数を構成するとして同様に緩和された。

現在のCCLの規定をMOAに盛り込んでいるLLCにとって、より高い閾値を維持したい場合に、仮に改正条項が組み込まれているとみなされるのであれば、2021年1月2日以降にMOAで再定義する必要があるのか否かは明確ではない。この点は、ジョイントベンチャー（合弁会社）を設立している場合には非常に重要となる。

ほかには、「現代的な方法による株主総会の招集通知の送付とその開催」がある。第93条によると、LLCはMOAに特定の条項を設けることで、現代の技術を用いた方法により株主総会の招集通知を送付しても用いてよいとされている。具体的には、メールやインスタントメッセージなどの利用である。さらに、CCLはビデオ会議など、遠隔からの総会参加を可能とする現代の技術を用いた方法による総会開催も認めている。

PJSC（公開株式会社）のどの条項がLLCに適用されるのか？

現状、CCL第104条では、関連するPJSC条項がLLCにも適用されており、どの条項が実際に適用されるかについては、2016年閣僚決議第272号（決議第272号）で規定されている。政令第26号による変更として、新しい第104条2項では、詳細については今後の内閣決議で決定するとしている。つまり、上記の閣僚決議第272号は無効となるか、少なくとも政令第26号と矛盾する内容については2021年1月2日以降無効となる。

一方、決議第272号による対応を踏まえると、PJSC条項に対する以下の変更は、LLCにも影響があるものと思われる。

- 取締役の経営責任が執行役員にも及ぶ。上場する例が少なく閉鎖的である多くのLLCの性質を鑑みると、専門の経営チームを擁する巨大家族経営企業の一部などには多少影響があるかもしれないが、実際の影響は少ないと考えられる。
- 役員の解任について、第162条では、詐欺・利害相反・職権乱用に関する最終判断を行った取締役および執行役員には、最長3年の就業禁止が規定されている。
- 監査人の任期について、政令第26号による改正では、同じ監査人（監査法人）は最長6年間の在任が可能となっている。ただし、主たる監査人については3年で交替しなければならない。なお、2年の間隔をあければ、同じ監査人を再任させることは可能。

その他特筆すべき変更点：

第92条の少数株主保護に関する条項がある。10%以上の株式を保有する株主は、株主総会の招集を請求する権利を持つ。現行の閣僚決議第272号でも同様の株主の権利を定めており、20%以上の株式を保有する株主は株主総会を要請できるというものである。なお、10%以上の株主は、DEDに対して特別決議を通す必要のある緊急事態の際には、株主総会の招集を要請することができる。この通り、後者の第272号の方は2021年1月2日から事実上無効となり、要請の要件が緩くなることとなる。

いつまでに対応する必要があるのか、罰則についてはどうか？

政令第26号は、2020年9月30日の公布から6カ月後に施行される外国資本による所有に関する変更を除いて、2021年1月2日に施行される。

政令第26号第4条によると、施行日の2021年1月2日から1年以内に、対象となる会社はしかるべき対応を完了しなくてはならないとされている。もちろん内閣決議等で、今後、期間が変更される可能性はある。しかるべき対応が遅れると、最悪の場合は会社が解散したものとみなされる。この解散との扱いについては、2015年時点で、従前のCCLにも盛り込まれていたが、実際にはその施行の1年半後に2016年経済大臣決議第694号が公布され、既に存在する会社は、新法を順守している限りにおいて、法律の要件を満たしているとみなされ、定款等を変更する必要はないとされた。従い、過去のCCLの場合と同じように、政府が同様の対応を取る可能性はある。しかしながら、法律上は、違反すると一日あたり100AED(UAEディルハム)の罰金が課せられる点には注意を要する。因みに、現行の2,000AEDよりは大幅に減額されてはいる。

LLCは改正後のCCLに対応するようMOAを見直すことが推奨される。特に総会関連の通知や定足数要件については、問題とならないよう注意する必要がある。また、メールでの総会招集通知など、近代テクノロジーの活用が認められている点などは多いに利用すべきである。